

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第40号

目次

葉害被害者の記録を考える 川田 恭子…………… 2	大学文書館の動き：…………… 7 法人文書監査と法人文書管理等に関する 研修会を実施しました
外部評価委員会の開催 西山 伸…………… 4	人の動き…………… 7
日誌…………… 6	京都帝国大学における教官の送別会 元 ナミ…………… 8



中島玉吉、吉岡藤作、鈴木文助、湯浅八郎送別会

1935年5月23日に行われた送別会の様子。スピーチをしている人物はこの年1月に停年退官した中島玉吉法学部教授と思われる。場所は本部本館2階にあった教官食堂（関連記事8頁）。

薬害被害者の記録を考える

法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ アーキビスト 川田 恭子

薬害と聞いて思い浮かべるのはなんだろうか。スモン、サリドマイド、HIV、肝炎、HPV など、薬やワクチンの接種により、戦後日本でもさまざまな健康被害が生じている。じつは、薬害には公害と違って法律上の明確な定義がない。一般的には、薬品公害の略で、医薬品の受忍できない副作用を指す。医薬品を適正に使用していれば避けられた健康被害であるにもかかわらず、企業、行政、医療機関等の瑕疵や不作為のために起こされ、社会問題化したものをいう。つまり、1対1の場合、医療過誤としてあつかわれる問題が、不特定多数に被害がでたために社会問題化したものを薬害と呼んでいるのである。

筆者の所属する法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズでは、戦後日本の薬害の原点と呼ばれる薬害スモンの被害者の記録を所蔵している。そのなかの1つである薬害スモンの被害者組織・スモンの会全国連絡協議会から寄贈された資料群を紹介するとともに、大学という社会に開かれた教育・研究機関に所属する施設で薬害被害者団体の記録が公開される意義について考えてみたい。

スモンとは、亜急性脊髄視神経末梢神経障害の略 (Subacute Myelo-Optico-Neuropathy, SMON) で、整腸剤として広く流通したキノホルム剤による薬害である。処方薬だけでなく市販薬 186 種類にも使われたキノホルムは、体内に蓄積することで不可逆性の障害を引き起こし、四肢のマヒや視力の低下、慢性的なしびれや倦怠感、末梢神経の痛みなどの症状がでる。一般薬として販売されたために、1955 年頃から全国で被害が発生し、33 都道府県に患者組織がつけられた。患者団体の目的は、被害救済とその手段として国 (厚生省) とキノホルム剤の製造販売を担った製薬会社 (日本チバガイギー株式会社、武田薬品工業株式会社、田辺製薬株式会社) との民事訴訟 (損害賠償請求) を行うことである。こうした患者組織 (たとえば大阪スモンの会や北海道スモンの会など) を横断的に連絡しあう協

議会としてつくられた全国組織がスモンの会全国連絡協議会 (略称: ス全協) である。

ス全協は、新潟スモンの会会長だった相馬公平氏 (結成後は議長) らの呼びかけにより 1974 年に結成、全国の地裁で提訴した患者団体の連帯を支えた。そして、78 年から 79 年にかけて 9 つの地裁で患者勝訴の判決がでると、国に薬事 2 法を改正させ、製薬 3 社と国を相手に和解確認書に調印し、運動にひとつの区切りをつけた。この 79 年 9 月 15 日の和解調印後も「一人の切り捨ても許さない」「ノーモア・スモン」をスローガンに、和解条件から外れてしまう患者をふくめた恒久救済を求める運動を展開し、薬害根絶と患者救済のため活動を続けている。そのなかで設立以来の議長が交代するタイミングの 84 年夏に、当時事務局次長だった松尾郁子氏らにより、それまでの活動記録を大原社会問題研究所へ寄贈し、それを環境アーカイブズが引継ぎ保存と公開の任にあたっている。

この寄贈された「受入番号 0002 スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料 (以下、ス全協記録)」は、会の活動の結果生じた資料群である。内容としては、ス全協結成の準備会の会議録、結成決議など運営にかかわる記録や集会開催時のビラやポスター、会誌などがある。文書が中心であるが、横断幕や写真、刊行物などもふくまれている。

ス全協の活動の中心には、被害救済のための裁判がある。裁判は進行のプロセスがはっきりしているため、裁判の流れに沿って活動を見ていくと、裁判のどの段階で方針が立てられたか、どのような記録がつけられたのかを把握しやすい。民事裁判で作成される裁判資料は、原告側が裁判所に提出する訴状、それに対する被告側の回答にあたる答弁書、原告・被告双方が提出する審理のための準備書面 (同時に証拠類)、そして、それを受けた審理の結果を示す裁判所からの判決文 (ないし和解勧告) となる。実際に、ス全協記録のなかの裁判資料を見てみると、ス全協自体は

原告となっていないものの、加盟している地域のスモンの会から裁判で作成される訴状、準備書面、判決などの一部が寄贈されていることが確認できる。具体的には、盛岡地裁の訴状（1次/2次）、決定、答弁書、意見書（資料ID 0002-B32-222-46～50）、大阪地裁の訴状、訴訟救済申立書、答弁書、口頭弁論調書、原告最終準備書面、判決（資料ID 0002-B40-264-1ほか）などがあげられる。判決については、札幌、京都、大阪、静岡、福岡、宮城地裁のものがある。

裁判で直接使われる文書そのものは断片的であるが、ス全協の記録には、裁判の進行に従ってどんな活動をしたかがわかる文書が残っている。たとえば「大阪スモン訴訟弁ご団会議々事録」（資料ID 0002-B40-267-3）、ス全協作成「スモン訴訟集計表」（資料ID 0002-B9-65-23）、被告側の田辺製薬作成「〔裁判書類〕東京地裁民事第三四部宛 事務連絡」（資料ID 0002-B55-336-266）などである。こうした1点単位で概算160点程度が裁判にかかわる資料となるが、なかには判決文や準備書面と同一ファイルに綴じられる弁護団会議録、弁護団通信などがある。

これらの内容的な価値は、被害実態が明文化されていること、ス全協の主張の根幹が示されていること、被告企業の一つである田辺製薬などの主張が残されていることがあげられる。さらに裁判資料に残された被害者の訴えが匿名化されてビラに記載されたり、広報誌「青いたすきのたたかい ノーモアスモンをめざして」に記載されたりした例もある。

こうした記録を見ていくと、被害者とス全協の主張の経緯をたどり、同時に加害企業がどのような主張で被害者と対抗したのかを見ることができるといえる。活動の軌跡を追うことで、記録が被害者救済という意味のもとにつくられ、裁判という行為に使用され、さらに団体の広報や次の段階の被害救済運動に使われていったことが体感できるのである。

だからこそ、ス全協記録を環境アーカイブズのように社会的利用が可能な場所で管理していくことが、次代への活動の継承という点で重要な意味を持っている。同時に、裁判資料の活動における位置づけをアーカイブズ機関が示すことで、記録の社会的価値を高めることが可能となると考えている。

今回、裁判に注目してス全協記録を見たが、

裁判資料のみでは運動の総体は語れない。裁判を中心としてどう運動が展開し、記録が作成されたかを見るには、作成団体の活動記録が必要となる。ス全協の活動記録とは、意思決定機関である代表者会議、議長を中心とした役員会議録などの運営にかかわる記録、「ス全協ニュース」といった会誌、ビラやポスターなどの集会関連記録である。裁判資料と運動団体の活動記録の双方を見ていくことで、裁判をどのように進めるかの定例会議が行われていたこと、他組織に支援要請したときのオルグ方法など、企業との裁判闘争にス全協がどう立ち向かってきたかを記録から学ぶことが可能となる。

こうした被害者運動の具体的な訴えの記録は、現代で私たちが国や企業と相対するときの指針となる。たとえば、薬害スモン裁判では医薬品副作用被害救済基金法制定と企業の副作用報告義務化や薬の再評価制度、回収命令などを盛りこんだ薬事法改正という成果を勝ち取った。基金によって医薬品副作用被害救済制度が新設したことは、のちの薬害事件被害者にも影響を与えている。このいわゆる薬事2法改正をどう要求したのかは、「スモン問題の全面的解決をめざすための「医薬品副作用被害救済基金法案」についての私たちの要求と考え方」（資料ID0002-B59-371-281）などを読むことで見えてくる。どのタイミングで、だれに、なにを訴えたのかを記録から知ることができ、私たちは先人の闘い方を学ぶことができる。社会に向けて過去の記録が開かれ、当時の人々の行動を検証する意義とは、こうした学びの種を拾い育てることができるといっていいだろうか。



京都スモン判決の判決文と支援要請書、判決にともなう集会行動時のビラ。こうした記録がそろうことで、活動の軌跡を追うことができる。

外部評価委員会の開催

京都大学大学文書館教授 西山 伸

京都大学大学文書館は、国立大学法人の第3期中期目標・中期計画期間（2016～2021年度）に自己点検・評価および外部評価を実施することにした。具体的には、2019年度に自己点検・評価報告書を作成し公表、次いで2020年度には外部評価委員会を設け、同委員会委員に外部評価を依頼、同年度中に外部評価報告書を公表することとした。

このうち自己点検・評価については、「Ⅰ 概要と事業の状況」「Ⅱ 自己評価」を主たる内容とする『京都大学大学文書館 自己点検・評価報告書 2016-2019年度』をまとめ、2020年3月27日に刊行した（大学文書館HPにも掲載）。

外部評価については、2020年2月17日開催の大学文書館運営協議会において外部評価委員会の設置が承認され、具体的な準備作業に入った。大学文書館教員会議での検討を経て、9月28日開催の運営協議会において外部評価委員候補者（案）および評価項目（案）が審議され、承認された。承認された候補者および評価項目は以下のとおりである。

○京都大学大学文書館外部評価委員会委員

尼崎市立地域研究史料館前館長 辻川 敦
 東京学芸大学教育学部教授 君塚仁彦
 東京大学文書館准教授 森本祥子

○外部評価項目

1 組織・財務・施設

(1)職員 (2)運営組織 (3)経費
 (4)施設・設備

2 事業

(1)資料の受入・整理 (2)資料の公開

(3)資料の利用提供 (4)調査研究活動
 (5)教育研修活動 (6)広報普及活動
 (7)全学的行事・他部局への協力
 (8)他機関等への協力、社会貢献

3 今後の方向性

4 その他

外部評価委員会は、2020年11月27日に開催された。

委員は当日午後1時に京都大学百周年時計台記念館に集合、まず西山が歴史展示室の案内を行った。次いで大学文書館本館に移動し、午後2時から西山と元ナミ助教が本館内を案内し、午後3時30分から館内会議室において評価委員と大学文書館側の意見交換を実施した。出席は評価委員3名と、大学文書館側から伊藤孝夫館長・西山・元・川口朋子助教・橋本陽助教であった。意見交換は、最初に西山から自己点検・評価報告書にもとづいて大学文書館の活動について若干の説明を行い、その後各委員から自由に発言をいただき、それに対して大学文書館側が応答する形をとり、午後5時終了した。

3名の外部評価委員による報告は多岐にわたっており、その全文は『京都大学大学文書館 外部評価報告書』（2021年3月31日刊行、大学文書館HPにも掲載）に収録しているが、そのなかで指摘された大学文書館の課題を筆者なりにあえていくつかまとめると次のとおりになる。

・教員組織について

現在の教授1、5年任期の特定助教2という教員組織の問題性については、自己点検・評価でもすでに触れているところではあったが、外部評価委員からも共通して指摘があった。「教授が在職中に後進を指導し、蓄積・経験・ノウハウ等を共有することで館の運営（経営）を担う次代の人材を育成し、事業を引き継ぐ組織体制になっていない」「将来にわたる持続性を考えるとき、非常に危うい状態」といった厳しい言葉が並んだ。大学文書館の業務には日本近現代史あるいはアーカイブズ学の素養が必要であるが、それに加えて親組織の歴史・現状に関する知識、法人文書を含む所蔵資料の目録作成・公開方法の研究などさまざまな要素が求められ、それは短い年数では容易に身につかないのが事実である。早急に解決することが求められる課題といえる。また、大学文書館では以前有していた助教定員2が2015年度に特定助教に振り替えられたが、これについては「文書館の役割に対する大学の認識として残念ながら誤り」との指摘もあった。

・評価選別について

法人文書の評価選別について、学内各部署・部局の保存期間満了年度の文書を大学文書館に移送し、まず大学文書館側で作業を行う点について「学内各部署にとって完全に他者依存的な文書選別・保存のシステムとなっていることの弊害・弱点」もあるのではないかと指摘があった。筆者にとって、この指摘は盲点を突かれたものであった。組織の歴史について専門的知見を持つ職員を有し、なおかつ文書作成者とは一定の距離を持つ文書館が中心となって評価選別を行うことが当館のいわば「売り」の一つだと考えていたからである。大学文書館では、近年「法人文書管理等に関する研修会」の内容を充実させたり、総務部総務課が行う現用文書の監査に参加した

りして、現用の文書管理担当者とのコミュニケーションをより深めることに努めているが、こうした方向性をさらに強めていくことが必要であろう。

・教育について

いずれの委員からも共通して指摘されたのが、アーカイブズ学や文書管理に関する教育の実施の必要性である。専門職養成課程設置までの道のりは遠いと思われるが、文書管理の重要性が社会的にも認知されるようになってきた昨今、学生がどのような職業に就くにせよ、アーカイブズ学の基本を身につけておくことは必要と考えられる。大学文書館では、2020年度から1回生向けのアーカイブズ入門にあたる講義を始めたところであり、今後はさらに拡充していくことが求められよう。

・電子文書化への対応について

「電子公文書の移管システムの構築を進める方策を立案するなどの取り組みを期待したい」といった指摘もあった。国立大学ではまだ本格的とは言い難いが、地方自治体などではすでに公文書の電子化が浸透して久しい。ところが、実態はどんどん進んでいく一方で、その管理の方法、移管の方法等の議論はほとんど行われていないのが現実と思われる。筆者にとっても今は全く雲をつかむような話でしかないが、現在行っている紙文書への対応とは異なった発想が求められることは想像がつく。現用の文書管理部署と共同して、こうした課題に取り組むことが必要であろう。

上記のほかにも、今回の外部評価では当館のこれまでの活動について基本的には積極的な評価をいただきながら、さまざまな貴重な提言をいただいた。ご多忙のなか、ご協力いただいた委員の皆様に改めて厚くお礼を申し上げる次第である。

【日誌】(2020年10月～2021年3月)

2020年

- 10/ 1 オフィスアシスタント立澤めぐみ採用。
- 10/ 1 浦辺設計社より、坂静雄など建築学科教員の写真利用に関する照会。
- 10/ 2 西山教授、新採用職員研修において「京都大学の歴史」を講義。
- 10/ 5 アーキディアック社より、1928年の本部会議室の写真利用に関する照会。
- 10/12 学外より、江崎玲於奈の写真に関する照会。
- 10/15 京都新聞より、中曽根元首相葬儀に際し国立大学による弔意表明の前例に関する照会。
- 10/15 TBSより、学術会議問題の関係で滝川事件について西山に取材。17日「報道特集」で放映。
- 10/15 学内より、京大の写真利用に関する照会。
- 10/16 学外より、三高正門の写真利用に関する照会。
- 10/17 西山、山口県教育庁主催「やまぐちで学ぶ！ 高校教育魅力向上事業」において「大学とは何か？ 近現代日本の歴史からみる」と題して講義（オンライン）。
- 10/19 学外より、旧制高等学校寮歌集のCDに関する照会。
- 10/22 美術館「えき」KYOTOより、展示パネルの写真利用に関する照会。
- 10/28 橋本助教、国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ短期コースにおいて「アーカイブズと情報コントロール」を講義。
- 10/29 大学文書館教員会議。
- 10/31 『京都大学大学文書館だより』第39号刊行。
- 11/ 8 学外より、福井謙一の博士論文に関する照会。
- 11/11 学外より、時計台に関する照会。
- 11/18 ゴッズダイナミックワールド社より、滝川幸辰の写真利用に関する照会。
- 11/27 外部評価委員会開催。
- 12/ 1 学外より、第三高等中学校の壬申会の資料に関する照会。
- 12/ 2 大学文書館教員会議。
- 12/ 6 企画展「敗戦から廃校まで-三高最後の年月-」開催期間延長（～1月31日）。
- 12/ 7 学外より、過去の京大医学部教員の経歴に関する照会。
- 12/16 西山、文書作成能力研修において、「なぜ文書を作る？ - 公文書管理法と私たち -」と題して講義。

2021年

- 1/12 学外より、湯川秀樹講演会同席の「田中教授」に関する照会。
- 1/13 大学文書館教員会議。
- 1/20 学外より、企画展「敗戦から廃校まで」に関する照会。
- 1/25 中島武男氏より、「神陵文庫」第15巻を寄贈。
- 2/ 2 企画展「百年前の京都大学-学制改革と感染症対策」開催（～4月4日）。
- 2/ 2 朝日新聞より、企画展「百年前の京都大学」に関する取材。
- 2/ 3 中日新聞より、企画展「百年前の京都大学」に関する取材。
- 2/ 4 学外より、三高寮歌に関する照会。
- 2/ 9 京都大学新聞より、企画展「百年前の京都大学」に関する取材。
- 2/10 大学文書館教員会議。
- 2/16 産経新聞より、企画展「百年前の京都大学」に関する取材。
- 2/18 宇治地区で法人文書監査と法人文書管理等に関する研修会を実施。
- 2/22 大学文書館運営協議会。
- 2/26 ゴッドキッズ社より、京都大学旧校舎の写真利用に関する照会。
- 3/ 1 寄宿舎関係資料を公開。
- 3/ 1 本田博利寄贈資料Ⅱを公開。
- 3/ 2 ゴッドキッズ社より、松本文三郎の写真利用に関する照会。
- 3/ 3 学外より、吉田寮の歴史に関する照会。
- 3/ 5 学外より、三高生徒の入学年・卒業年に関する照会。
- 3/ 8 学外より、三高生徒の在学時期に関する照会。
- 3/ 8 機関誌「医学図書館」より、企画展「百年前の京都大学」に関する取材。
- 3/12 学外より、西田幾多郎の住居に関する照会。
- 3/13 山口情報芸術センターより、展示会での写真利用に関する照会。
- 3/18 大学文書館教員会議。
- 3/19 『京都大学大学文書館研究紀要』第19号刊行。
- 3/29 学外より、京都大学 歴代総長・教授・助教授履歴検索システムに関する照会。
- 3/30 学外より、戦時中に鹿屋航空隊で訓練中の隊員より家族宛の手紙を入手したが、京大の学生であったかどうかにつき照会。
- 3/31 『京都大学大学文書館外部評価報告書』刊行。
- 3/31 事務補佐員酒匂由紀子退職。

大学文書館の動き

法人文書監査と法人文書管理等に関する研修会を実施しました

2月18日、総務部総務課と共同で法人文書監査と法人文書管理等に関する研修会を宇治地区で開催しました。研修会は、毎年度、学内の各部局の文書管理担当者を主な対象として実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染対策のため参加人数を限定した研修会となりました。また、研修会に先立ち、宇治地区事務部の法人文書監査を行ったことも今年度の大きな特徴です。監査においては、事前に送付したチェックシートを確認しながらヒアリングを行った後、法人文書の配架状況を実地調査しました。研修会では、総務課が現用文書の管理について、当館の元助教が大学文書館移管時の留意点について講義を行いました（写真）。講義後は意見交換会が開かれ、複数年度の書類が綴じられたファイルの対処法や教員作成の文書の管理状況などについて議論されました。



人の動き（2020年10月～2021年3月）

2021年3月31日 元ナミ、大学文書館助教を退任。

京都帝国大学における教官の送別会

東京大学文書館 助教 元（ウォン） ナミ

一般的に大学において3月といえば、学生にとっては卒業シーズンであり、教職員にとっては退職や転勤などを迎える時期である。通常であればこの学部や研究室でも送別会や歓迎会が多く開かれる時期であるが、昨今のコロナ禍ではそうした機会さえ持てない状況になってしまった。

さて、戦前の京都帝国大学では教官の送別会が大学の行事として行われていた。その詳細は、大正6（1917）年から昭和16（1941）年までの「送迎招宴関係書類」（大学文書館所蔵、識別番号01A01069～01A01073）に記録されている。これによると、評議会が主に退官及び栄転予定の教官や直近に退官した教官のための送別会を承認し、庶務課が日程調整から参加者名簿の作成、席順と開催場所の決定、メニューの選定、集金までを担当していた。

戦前の教官の送別会は時期もそれぞれで3月に集中することはなかった。また、退官する教官の所属学部のみならず、全学部の講師以上の教官宛てに参加の可否を問う依頼が発送され、各学部が参加者を把握し、庶務課に知らせていた。時には事務局局からの参加者や学生のほか、配属将校が参加することもあった。ほとんどは晩餐会を伴い、本部本館（現在の百周年時計台記念館）2階の教官食堂が大正14年に竣工するまでは学生集会所楼上や本部（本部本館とは別）階上談話室で開かれていたが、本部本館の完成以降は、教官食堂を会場にすることが多くなった。

参加費はおおむね3～4円前後だった。洋食の場合、前菜、スープ、肉料理、魚料理、

鳥料理、野菜料理とデザートなどで構成され、ビール、葡萄酒、シャンパンやサイダー、お茶、コーヒーなどが飲料として提供された。今もその名が知られている京都市内の萬養軒、東洋亭のような洋食屋から調達されることもあった。その中で「あずまや（あづまや）」（東三本木通り）という洋食屋もよくつかわれた。「東伏見伯並大谷伯芦生演習林招待ノ件」（大学文書館所蔵、識別番号01A01070）ではお弁当を調達するなど「京大御用達」のようにもみられるが、今は他に記録が残っていない。

費用には写真代、礼状印刷代なども含まれることがあった。記念写真は文学部写真室か、京都市内の小林祐史写場本館に依頼することが多かった。当時の写真は、当館所蔵資料検索システムから閲覧できるものもある。

参加人数は主賓（退官等対象者）の数にもよるが、数十人から多い場合は90人を上回ることもあった。教官食堂の正面卓子には総長と主賓が中央に、その周辺に名誉教授が着席するよう事前に計画されていた。送別会の「最後のスピーチ」は当時からも恒例だったようで、総長、主賓、名誉教授を含め、テーブルスピーチだけで1時間以上も要することもあった。

簡潔で短いスピーチが好まれる今の時代から考えると、乾杯用のビールがぬるくなる前にスピーチが終わることが望ましいだろうが、京大での最後を迎える教授たちにそのような願いはできなかつただろう。もちろん、そのような記録は資料に書かれていない。